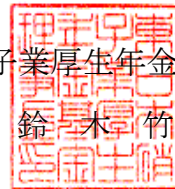


〒

東硝基発第76号
平成27年9月4日

事業主様

東日本硝子業厚生年金基金
理事長 鈴木竹敏



基金解散に係る「同意書」のご提出について(再度のお願い)

謹啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営にあたり格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、現在当基金では本年12月の解散認可申請に向けて準備を進めておりますが、この解散認可申請のためには、事業主および加入員の皆様それぞれの全体で3分の2以上のご同意(注)が必要とされております。また、加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、労働組合全体の4分の3以上のご同意が併せて必要となります。

このため、6月開催の事業主説明会以降、事業主の皆様へ本年9月30日を期限といたしまして、解散に係る同意書のご提出をお願いしております。期限を間近に控えて下記のご提出状況となっており、現在のところ解散認可申請のために必要とされる法令の基準を満たしておりません。

つきましては、事業主様におかれましては、この度の基金解散に至るまでの経緯をご理解いただき、加入員の皆様のご同意も含め、同意書のご提出につきましてご協力を賜わりたく、再度のお願いを申し上げます。**(提出期限：平成27年9月30日(水))**

制度全体としての総意を得るため、締め切り後であっても12月の解散認可申請までは継続して受付をさせていただきますが、極力早期のご提出を賜りますよう何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、同意書のご提出にあたり、加入員または労働組合の皆様へのご説明等でお困りのこと等がございましたら、当基金までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、本状と行き違いで既にご提出されている場合は、何とぞご容赦ください。

敬 具

(注)1. 70歳未満の事業主の方は、事業主の同意と合わせ、加入員の同意もお願いします。

2. 事業主を含め事業所全員が70歳以上の場合は、事業主の同意書のみご提出ください

【 同意書ご提出状況について 】 —平成27年9月3日現在—

■ 事業主同意	73社 / 213社	(同意率 34.27%)
■ 加入員同意	1,592人 / 6,281人	(同意率 25.35%)
■ 労働組合主同意	1労組 / 12労組	(同意率 8.33%)

*ご提出用の同意書等を紛失された場合にあつては、再度送付をさせていただきますので、基金事務局までお知らせください。(TEL 03(3633)6445)ホームページ(www:glskkn.com)の解散関係ページからもダウンロードできます。